

## 自営業者等の被扶養者認定について

### ●自営業者等の収入について

健康保険法における、自営業等の収入については『総収入から「直接的必要経費」を差し引いた額』となっています。

直接的必要経費とは、税法上の必要経費とは異なり、「生産活動に要する原材料等の費用」（パン屋の小麦粉・卵等）であり、事業所得を得る為に必要と当健康保険組合が認定した最低限度の経費としています。また、それ以外は直接的必要経費として認められません。

### ●直接的必要経費として認める経費一覧

科目	可否	備考
租 税 公 課	×	
荷 造 運 賃	○	
水 道 光 熱 費	○	自宅使用分は含まれません
旅 費 交 通 費	△	通勤に伴う費用は直接的必要経費として認められません
通 信 費	○	自宅使用分は含まれません
広 告 宣 伝 費	×	
接 待 交 際 費	×	
損 害 保 険 料	×	
修 繕 費	○	
消 耗 品 費	△	内容により個別に判断いたします
減 価 償 却 費	×	
福 利 厚 生 費	×	
給 料 賃 金	×	
外 注 工 賃	○	
利 子 割 引 料	×	
地 代 家 賃	○	自宅使用分は含まれません
貸 倒 金	×	
雑 費	△	原則は認められませんが、内容により個別に判断いたします

※直接的必要経費とする金額は、確定申告時の控除額を上限として当健康保険組合が認めたものとします。

※当該年度に購入したものに限り経費として認定します。

※記載のない科目は「雑費」と同様に扱います。

「○」・・・直接的必要経費と認められる経費。原則、資料は必要ないが、必要に応じて求める場合が有します。

「△」・・・条件付きで直接的必要経費と認められる経費。必要に応じて「直接的必要経費申告書」を提出して下さい。

「×」・・・直接的経費として認められない経費。

常務理事	事務局長	課長	係長	係

平成 年 月 日

## 直接的必要経費申告書

川口工業健康保険組合理事長 殿

保険証記号・番号 \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_ 印

被扶養者 \_\_\_\_\_ の収入状況確認に伴う、自営業等の直接的必要経費の内容を以下の通り、申告いたします。

### 記

1. 下記経費について（該当される場合、□に「✓」及び記入してください）

□「旅費交通費」の中に含まれる、「通勤に伴う費用」は \_\_\_\_\_ 円です。

□「消耗品費」の中には、「生産活動に要する費用」が含まれます。

裏づけする書類を添付します。

□「雑費」の中には、「生産活動に要する費用」が含まれます。

裏づけする書類を添付します。

2. 直接的経費として申告する経費について

科目	金額	内容	認定可否（健保使用欄）
			可・否

なお、今後被扶養者の状況に変更があった際は、速やかに連絡します。また、本内容に相違があった場合は、遡って被扶養者資格を取消されても、異議申し立てません。

以上